

議案第121号

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年川崎市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（教職調整額の算定の特例）

- 2 給与条例附則第33項の規定の適用を受ける教育職員の教職調整額の算定の基礎となる給料月額は、同項の規定により算定された額とする。
- 3 給与条例附則第33項の規定の適用を受ける教育職員であって、給与条例附則第35項（給与条例附則第36項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第37項又は第38項の規定による給料を支給されるものの教職調整額の算定の基礎となる給料月額は、前項の

規定にかかわらず、給与条例附則第33項の規定により算定された額と給与条例附則第35項、第37項又は第38項の規定により支給される額との合計額とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方公務員法及び川崎市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。